

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 2 月 8 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成23年2月8日(火) 午前10時00分

- 1 教育長一般報告・その他報告事項
平成22年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について ほか
- 2 請願審査
受理番号42 自由社版歴史教科書の採択に関する請願
受理番号44 教科書採択地区に関する請願
- 3 審議案件
教委第68号議案 横浜市立小学校の管理運営に関する規則の一部改正について
教委第69号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について
教委第70号議案 横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について
- 4 報告案件
教委報第5号議案 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理の報告について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。

まず初めに会議録の承認ですが、前回、平成23年1月27日臨時会の会議録は次回以降に承認することといたします。

それでは、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 1/28 市会本会議（第1日）
- 2/4 国際文化都市特別委員会

それでは最初に市会関係ですが、1月28日に市会の本会議が開かれました。3月18日までということで、会期決定がなされたところです。それから2月4日に、市の特別委員会ですが、国際文化都市特別委員会がございまして、「市民レベルでの国際交流のあり方」について議論されたところでございます。

2 市教委関係

- 1/27 第2回指定都市教育委員・教育長協議会

それから市教委の関係ですが、1月27日に第2回の指定都市教育委員・教育長会議が東京でございまして、教職員定数の改善、あるいは平成23年度文教予算に対する要望活動について議論がなされ、その後、各都市の教育委員長あるいは教育長が、意見交換・情報交換を行ったところでございます。

3 その他

- 平成22年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について
- 「横浜版学習指導要領 評価の手引」について

その他として、後ほど所管課から説明をさせますが、まず1点は「平成22年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について」、それから「横浜版学習指導要領 評価の手引」について、この2件につきまして、所管課から説明をさせていただきます。以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。それではご質問がなければ、先ほど教育長より別途所管課から説明とありまして、「平成22年度横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査の概要について」説明をお願いします。

漆間指導部長

おはようございます。指導部長の漆間でございます。横浜市の小中学校児童生徒体力・運動能力調査の結果がまとまりましたので、その概要をご説明申し上げます。

指導企画課担当係長の石合でございます。よろしくお願いたします。今お話がございましたとおり、本年度実施いたしました体力・運動能力調査の結果について、ご報告をさせていただきます。なお、この調査につきましては、1月11日の定例会でご報告をさせていただきました全国体力・運動能力、運動習慣調査とは対象の学年ですとか質問の項目が異なる調査となっております、今回は横浜市独自に昭和41年度から実施をしているものでございます。

資料1ページをご覧ください。まず調査の概要でございますが、この調査は横浜市立小中学校全校の児童生徒、約27万人を対象といたしまして、昨年の4月から7月に実施しております。調査項目は(3)にございますけれども、体格、体力・運動能力、生活実態調査ということでございます。なお調査の結果につきまして、データの抽出ですけれども、各小中学校の各学年男女各20名ずつということで、全体の約3割の抽出となっております。

続きまして、2番の調査結果の特徴の部分でございますけれども、注釈にもございますとおり、全国との比較、全国平均との比較につきましては、平成22年度的全学年の全国平均が公表されますのは今年の10月となりますので、全国平均は昨年度の全国平均との比較ということで出させていただきます。

まず体格につきましては、全国とほぼ同水準、依然として身長はやや上回り、体重と座高は下回る傾向というのが続いております。

2ページ目をご覧ください。こちらは体力・運動能力の結果でございます。新体力テストの8種目の結果を得点化いたしました体力の合計点、80点満点となりますけれども、こちらで比較をいたしますと、男女とも半数以上の学年で前年をやや上回る状況となっております。しかし全国平均と比較いたしますと、依然としてすべての学年で下回る状況ということでございます。

合計ではなく今度は種目で見てまいりますと、前年との比較の中で、長座体前屈と上体起こしの数値の伸びが目立っている状況でございます。全国平均と比較いたしますと、長座体前屈の数値が男女とも5学年が全国平均を上回るという状況でございます。反面、ボール投げにつきましては、男女すべて9学年、前年を下回る結果となっております。また一番下の表でございますけれども、グラフでございますが、過去5年間の推移で見てまいりますと、20メートルのシャトルラン、持久力、それから反復横跳び、敏捷性でございますが、この数値は徐々に改善してきているということがおわかりになるかと思えます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。こちらには生活実態調査の結果から言えることを書かせていただいておりますけれども、運動部や地域のスポーツクラブ等への加入率が少しずつ上昇傾向にあるということが上のグラフでわかるかと思えます。

また中段の3番、体力と生活習慣との相関関係の概要でございますけれども、生活実態調査の中で体力との相関は、例年とおりの傾向ではありますけれども、運動部等に所属している児童生徒、それから所属をしていない児童生徒との得点差が、段々学年が進むに従って広がっていくということを示したものでございます。

また一番下、20メートルシャトルランとテレビの視聴時間の関係、テレビにはゲームも含んでおりますけれども、1日2時間未満の児童生徒と、2時間以上の児童生徒を比較しますと、持久力に差が生じるということが現れております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。調査の結果、見えてまいりました成果と課題でございます。成果の欄、課題の欄に書かせていただいているのは、先ほどご説明を申し上げたとおりの内容を書かせていただいております。考察の部分でございますけれども、練習効果が比較的あられやすい項目が数値の向上が見られる傾向にございます。またそれは体力向上への意識の高まりというの

もございますけれども、それぞれ学校において体力向上推進拠点校等の取り組みなどが徐々に広がりを見せているのではないかと考えているところでございます。

また、特に課題の中でボール投げについて挙げさせていただいておりますが、今後の対応といたしましては、運動機会の確保ですとか指導力の向上というところが求められているところでございます。

最後に一番下、5番、今後の取り組みでございまして、これは昨年度、昭和60年の体力水準への回復を目標として掲げました、「子どもの体力向上推進計画―体力アップよこはま2020プラン」を策定いたしました。本年度中には具体的な取り組みの行程を盛り込みました、「子どもの体力向上プログラム」を策定いたしまして、体力向上に向けた長期的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございまして、報告をさせていただきます。

今田委員長

はい、ただいま所管課から報告が、説明がございましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

毎年少しずつでも上昇しているというのは、非常にありがたいことかと思えます。皆さん方のいろいろなご努力があったのだと思えます。

前に話しましたが、ある重点項目に取り組んだ結果など、そういうデータがあると思えます。全体で約7万5000人分のデータですから、延べにしてしまうところという結果なのかもしれませんが、重点的に取り組んだ重点校はどうか、その分だけを取り出したらどうかということをお伺いしたいです。

漆間指導部長

はい、実はその体力向上推進拠点校というのを30校、横浜市の場合は指定をしております。小学校が26校、中学校4校でございますが、小学校26校につきましては2年間の指定で取り組みが2年目に入っているところは成果が見えて、多くの学年、項目で市の平均を上回ってきている状況が見られます。体力向上推進拠点校として指定された学校では、今、委員のおっしゃったように、重点的に取り組むということで成果があがってきております。

ただ中学校につきましては、まだ今年度から拠点校として指定した関係で、具体的に数値としては現われてきておりませんが、小学校の例から見ますと、成果が現われてくると思えますので、この辺のところを横浜市内の学校に具体的にどう取り組んだかを発信することによって、全体の底上げを図っていきたいと考えております。

野木委員

市でなくて国の平均を上回るようなところは、学校の中で例えばどれぐらいあるのですか。

石合指導企画
課担当係長

個別の学校というよりも拠点校全体で全国平均と比較をした場合ですが、上体起こしですとか長座体前屈は全国を上回る状況が学年によっては出てきております。

今田委員長

ほかにありますか。では私も一つ。例えば小学校でも体育研究会、小体研はありますね。それとこういう取り組みとの連携はどのようになっているのですか。小体研は別なものとして機能しているのですか。

漆間指導部長

小体研はその授業づくり、いわゆる授業の向上だけではなく、その基本になります子どもたちの体力を高めるということにつきましては、組織で研究をしたり、あるいはさまざまな子どもたちが取り組む行事がございまして、例えば、日産スタジア

ムでやっています行事等に向けて、体力アップを図ったり、その辺のところは教育委員会と、いわゆるその小体研とか、そういう研究会と同じベクトル、同じ方向を向いて取り組んでおります。

今田委員長

あなたが今言われた、取り組み事例を発信していく、小学校なら 26 校ある、エリアごとにあるのでしょから、そういうエリアごとの中で、身近な学校を対象にいろいろ話をしていく。地道な努力で朝早く先生が見えて、地域の人協力できているようなところがありますよね。そういう事例とか、いろんな事例を丁寧に発信していく、その積み重ね、そういうことがかなり大事ではないかなと思います。

漆間指導部長

はい、委員長のおっしゃるとおりでありまして、体力は簡単にすぐつくものではございませんので、地道な取り組みが非常に大事だと思います。ただいま取り組んでおります体力向上推進拠点校の成果は、プログラムの中で今後 1 校 1 実践運動的なもの、各学校で一つの取り組みをして体力向上を図ろうという取り組みを計画していくつもりでありますので、その辺のところ、この辺のそういう取り組みを発信していくような形になれば、全体的にすべての学校で底上げが図れていくというふうに思います。

今田委員長

柳下先生、おいでになった宮谷小学校はかなり伝統的にいろいろな取り組み事例があるのではないですか。

柳下教育次長

はい、宮谷小学校は健康教育ということで従来からずっとやっております、体力的なものも含めてやっております。先ほど委員長のほうから小体研とどうだというお話がありましたけれども、体力向上拠点校などのときには、小体研のメンバーが講師になって指導したり、それから小体研で研究していますので、その研究の成果をいろいろな学校に発信したり、この競技や種目が体力向上につながるということで広めています。

特に公開授業では発信して、他校の小体研の人たちが見に来たりして、そこで自校に持ち帰ってこれを使うことをしておりますので、小体研と教育委員会ということではないですけど、教育委員会でまず拠点校をつくることによって、小体研がそこで発信を広めるような活動をしているということにつながっているのではないかと思います。

今田委員長

よろしいですか。それではご苦労さまでした。頑張ってください。
それでは次に、ご質問等がなければ、「横浜版学習指導要領 評価の手引」について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長

では「横浜版学習指導要領 評価の手引」ということで、既に「横浜版学習指導要領」はこれまで発表してきております。それを受けまして、いわゆる評価をどういうふうにしていけばいいのかという手引の冊子が完成いたしましたので担当よりご説明を申し上げます。

齊藤指導主事
室長

おはようございます。指導主事室長の齊藤でございます。「横浜版学習指導要領 評価の手引」を完成、公表しましたのでご説明させていただきます。
本市ではこれまでに国の学習指導要領を踏まえて、各教科の教育内容を示します「横浜版学習指導要領 教科等編」、いわゆるこちらの青本と呼ばれるものを一昨年度、そして本市が進めております小中一貫教育を支えていく 9 年間のカリキュラ

ムを取りまとめました「横浜版学習指導要領 指導資料」、いわゆる赤本と呼ばれていますが、これを昨年度公表いたしました。

そして今年度はこれらの内容を実際に各学校で指導をし、その学習の成果を評価する、「横浜版学習指導要領 評価の手引」を公表いたしました。こちらは今年度公表したものでございます。これにつきましては後ほどご説明しますが、実際に販売しているものでございますので、先生方には今ここで回覧をさせていただいて、後ほど回収させていただきます。

この「横浜版学習指導要領 評価の手引」は、本市が推進します横浜型小中一貫教育を支えていく学習評価、この内容と規準、方法を具体的に示したもので、これによりこの4月から新しい学習指導要領に基づく新課程が小学校で全面実施いたしますけれども、その状況の中での各学校での授業支援というものを進めていくこととなります。

この「評価の手引」は、先ほどご紹介しました青本の「教科等編」と、赤本の「指導資料」、これとも完全にリンクをしているもので、ぎょうせいという出版社から今回も出版をさせていただきました。

本市教職員はもとより、広く全国に向けて発信をし、多くのご意見をいただき、本市の教育に反映をさせていきたいと、このように考えております。

「評価の手引」の中には、学習評価の考え方や具体的な取り組みはもとより、各教科での具体的な学習評価の事例を盛り込むことによって、市内の先生方が日々の学習指導にすぐに応用が可能になっております。

また巻末にはCD-ROMを付属として入れてございますが、こちらの中には1000ページを超える内容のデータが入っておりまして、全教科全学年の内容につきまして、評価規準それから評価計画、こういうものが盛り込まれております。各学校では学習評価の基本として位置付けることによって、日々の授業の向上を図ることが可能になります。こういったCD-ROMをつけることによって、その中にはデジタルデータが収録されておりますので、先生方の作業の軽減を図ることも可能といたしております。

なお、この「横浜版学習指導要領 評価の手引」につきましては、1月25日から3日間、4方面の各事務所ごとにそれぞれの学校の先生方にお集まりいただき、内容の周知をし、4月の全面実施に備えるということを既に行っているところでございます。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

この配付は学校だけなのか、それとも教職員に1冊ずつという形なのかということと、既に終わった説明会での感触みたいなのを教えていただければと思います。

齊藤指導主事
室長

これにつきましては各学校には1冊ずつ配付をしています。残念ながら、先生方にこれをすべてお配りするということではできません。ただ先ほどご紹介させていただきましたように、CDでデジタルデータが収録されておりますので、それぞれ各学校では先生方に1台ずつパソコンがありますので、そちらにおとしていただいて、それぞれの先生方の日々の授業に活用していただくというような形になっております。

また4日間のこの協議会ですけれども、それぞれの学校から2名から4名、校長先生初め、具体的に研究を推進される先生方を中心にお集まりいただきまして、約1300名の先生方にご参加いただいております。

やはりこの学習評価というのは、新しい学習指導要領が全面実施されるのを受け

まして、大変各学校では関心が高く、特に全面実施は1年後でございますけれども、中学校ではこの学習評価というのが直接進路にもつながるといようなこともございまして、大変これからの横浜市の進めていく、横浜版学習指導要領に基づく学習指導と評価をどういった形にしていっていいかということで、大変熱心に議論をしていただいたというところでございます。

漆間指導部長 方面別の指導主事が、それぞれ方面ごとに先生方に具体的な例を示しながら、今回4方面で研修ができたということで、校長先生方と話をしても近い所で研修していただいたということで好評でありました。

奥山委員 今回そうすると、初めて4方面で説明会を開催できたということですね。

漆間指導部長 非常に大きなレベルでの説明会ということでは、初めてということになるかと思えます。

中里委員 後でゆっくり見させていただきますが、忙しい中、一般の教諭の先生もかかわって作成し、本当にご苦労さまでした。非常に貴重な資料で、評価のよりどころになるものなので、各学校1冊を受け入れた後、どのように運用するかは各学校次第だと思います。そして、その評価を自分のものにして、どうよりよい授業、それから子どもの成果につなげていくかというのは教員の腕次第だと思っています。ありがとうございました。

少し気になりますが、説明会が2時20分開始だそうですが、遅くまでかかる予定だったのでしょうか。

齊藤指導主事室長 この説明会につきましては4時45分までという時間の中でということでしたので、今回はいろいろなご意見、ご質問も出るのではないかとということで開始時間が若干早くなりました。

中里委員 ちょうどこの説明会の行われた日に小学校の見学に行っていましたが、4人ぐらい出席できるということで、5時間目の授業が自習のクラスが何クラスかありました。もう少し遅い時間の開始だと自習時間がなくて済むかなと思えました。小学生の自習はなかなか厳しいですね。見ていて厳しいなと思えました。

小濱委員 これは方面別の事務所やハマ・アップにも配るのですか。

齊藤指導主事室長 方面別事務所、ハマ・アップにも用意してございます。
また、この冊子につきましては横浜市の先生方には、特別の価格で販売するという形をとっておりまして、なるべく多くの先生方に利用可能な環境も整えています。

また昨日付の日本教育新聞では、これは教育関係が載っている新聞ですが、毎週出ていますが、この1面に、紹介している記事が掲載されました。実は私ども記事が出たというのは承知していませんでしたが、昨日、九州や東北のいろいろな大学や教育委員会から逆にお問い合わせの電話が入りました。大変関心が高く、昨日たまたま文部科学省の学力調査官が本市においてになられまして、指導主事の研修の講師をしていただきましたが、この冊子について文部科学省でも大変関心が高いところですよ、というようなお言葉もいただいています。

小濱委員	これは横浜の教育を推進していくという観点から、特に力を入れた所はございますか。
齊藤指導主事 室長	<p>今回、横浜版学習指導要領では、「しっかり教え、しっかり引き出す指導」ということで、国の学校教育法で示されております学力の定義と、それから学習過程というものを横浜なりにしっかりと受けとめて重視をしています。特に基礎・基本を確実に習得し、そしてそれを活用する力というような部分について大切にしているところでございます。</p> <p>それらの中で特に思考力、判断力、表現力といった、今回の学習指導要領で非常に重要視されている部分を、横浜市では「しっかり教え、しっかり引き出す」という表現でまとめているところですが、その辺りをどういう形でしっかりと評価をしたらいいかという部分を、今回の「評価の手引」では各教科特に重点的に整理をさせていただいているということになります。</p>
漆間指導部長	あと横浜では、横浜型小中一貫教育が次第にどの学校でも定着して、当たり前のような状況になっておりますが、私が県内の教育センターの所長やあるいは全国の校長先生と話をする中で、小中一つの中にこの「評価の手引」があるということ自体に、大変全国から見ますと特色あることで、9年間を見通した形での評価の定義というのは横浜は非常に誇れる、非常に特色のあるところだというふうに思います。
小濱委員	語学に関しては、外国語科は、いかがでしょうか。
齊藤指導主事 室長	横浜ではYICAを、小学校1年生から行っております。今回のこの「評価の手引」は国から出されております。「児童生徒の学習のあり方について」という中教審からの報告の中では、小学校は5、6年生というようなことですので、特に横浜はそれを踏まえた上で小学校の低学年から中学校3年生まで9年間の小中一貫英語活動、外国語指導をどういうふうにしたらいいかということで、その辺を非常に細かな分析をして、今回特に重要視しながら掲載をさせていただきました。
今田委員長	<p>それでは、ご苦労さまでした。ご質問等がないようですので、議事日程に従い請願審査に移ります。</p> <p>受理番号42の請願書について所管課から説明をお願いします。</p>
齊藤指導主事 室長	<p>では自由社版歴史教科書の採択に関する請願が出ておりますので、ご説明申し上げます。</p> <p>受理番号42番、自由社版歴史教科書の採択に関する請願。請願者は青葉区の個人1名様です。項目は2点ございます。まず1点目です。2009年8月の自由社版歴史教科書の採択に関連して、教育委員が間違いの訂正を出版社に要請せず生徒、保護者に多大な迷惑をかけたことについて謝罪を表明すること。</p>
今田委員長	静粛に願います。
齊藤指導主事 室長	これについての考え方でございます。国の教科用図書検定規則では、検定を経た図書について誤記等があることを発見したときは、発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならないとされており、これに基づき適正に行われたと判断しております。

2点目でございます。教育委員に対して、正確、迅速に情報を提出してこなかった責任を明らかにし、担当事務方を他の部署に異動させ、事務方を一新すること。

これについての考え方でございます。教科書の取り扱いについては、適切に行ってきたと事務方としては考えております。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明がありました。請願に対する考え方について、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にご質問等がなければ、受理番号 42 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは事務方の考え方を承認し不採択といたします。なお回答文については私と教育長に一任していただきたいと思えます。

次に受理番号 44 の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

齊藤指導主事
室長

教科書採択地区に関する請願が出ておりますので、ご説明申し上げます。

受理番号 44 番、教科書採択地区に関する請願。請願者は青葉区の個人 1 名様です。請願項目です。教科書採択地区の 1 地区制を、以前のように各行政区ごとの 18 採択地区とすること。

これに対する考え方でございます。採択地区の変更については、平成 21 年 6 月 23 日開催の「横浜市教育委員会臨時会」で審議し、承認され、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成 21 年 10 月 15 日開催の「神奈川県教育委員会定例会」にて、平成 22 年度から横浜市教科書採択地区が 1 地区になることが決定されました。1 採択地区を 18 採択地区に変更することは考えておりません。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは所管課の考え方を承認し、不採択といたします。なお回答文については私と教育長に一任していただきたいと思えます。

それでは次に審議案件に移ります。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。

高橋総務課長

ご報告申し上げます。2月1日、もうひとつの指導書編集委員会から、自由社版中学校歴史教科書に関する請願が提出されました。この請願書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りいたします。

1月27日、個人1名から、中学校給食を実現するための請願が、2月3日、個人1名から、35人以下学級を実施する計画を策定する請願が提出されました。これらの請願書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し回答させていただきます。

次回の教育委員会臨時会でございますが、2月28日月曜日の午前10時から開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は、2月28日月曜日の午前10時から開催することといたします。

それでは、審議に移ります。教育委員会第68号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

木村特別支援教育・人権教育担当部長

特別支援教育・人権教育担当部長、木村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは教委68号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。こちらにつきましては、上菅田特別支援学校高等部分教室を解消しまして、4つの特別支援学校に高等部を設置しようとするものでございます。詳細につきましては、特別支援教育課長の安藤からご説明申し上げます。

安藤特別支援教育課長

では所管からご説明させていただきます。「管理運営に関する規則の一部を改正する規則」をご覧ください。中村特別支援学校、新治特別支援学校、北綱島特別支援学校、東俣野特別支援学校につきまして、高等部を設置いたします。

5ページの現行と改正案の対照表をご覧ください。中村特別支援学校についてですが、左側が現在、小学部、中学部まででございますが、右側が改正案で、高等部・本科・普通科が入っております。

6ページをご覧ください。同じように新治特別支援学校、北綱島特別支援学校、東俣野特別支援学校について、小学部、中学部が現行ですが、平成23年度より、高等部・本科・普通科が入ってまいります。

次に背景について説明をさせていただきます。7ページ以降をご覧ください。肢体不自由特別支援学校が、横浜市立4校あります。中村、新治、北綱島、東俣野ですが、これらの4つの学校の高等部は、現在、上菅田特別支援学校高等部の分教室として設置されています。これが23年度から、分教室を解消して自校の高等部科になるということでございます。

「経緯」をご説明したいと思います。あくまでもこの分教室は暫定措置として、平成11年から15年の間に設置されました。その背景には、県立の特別支援学校2校、麻生と金沢のこの2校が開校した後、高等部の生徒はこちらの2校に吸収できるという試算がありました。しかしこの2校開校以降も、中学部の卒業生を受け入れることが困難であったことから、分教室のまま現在まで存続をしてきました。

「自校高等部化をする理由」でございますが、大きく2つあります。まず教員の配当が少ないということから来る、さまざまな学校運営上の制約ですが、第1番目に、高等部の教育内容が充実しにくいということです。第2番目は、小中学校へのセンター的機能というのが特別支援学校が果たすべき役割として文部科学省のほうから言われていますが、この機能がなかなか発揮できないという現状がございます。この2つを、この教員の配当がされることによって解消したいと考えているということが理由でございます。

次に、「自校高等部化による教員増の活用」についてですが、配当増になりました教員増、これを活用いたしまして、一つは看護師を中心とした専門的資格を持った教員を配置したいと考えております。

また、先ほど申し上げました、特別支援学校のセンター的機能を小中学校のほうに充実させていくということを考えております。

「今後のスケジュール」をご覧ください。今回この教育委員会での決定を受けまして、今、仮の認可申請をしております県への認可を3月中に行っていきたいというふうに思っています。

学則を改正いたしまして、23年の4月から自校高等部化したいと思います。

裏はその資料ですので、後ほどご覧いただければ幸いです。以上、所管課からの説明を終わります。お願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、本件について何かご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員 自校の高等部が設立できたとしたら非常によかったと思っております。
この中で、小中学校に向けてのセンター的機能ということが言われていますが、具体的にどのようなことが今できていなくて、今後やっていきたいとお考えなのか教えていただければと思います。

安藤特別支援教育課長 はい、お答えいたします。この4校につきましては、コーディネーターが専任化されているところが今は1校だけです。中村特別支援学校では既に特別支援教育コーディネーター、小中学校への応援をするコーディネーターが専任化をされておりますが、これが人的配置からほかの3校に対しては行われていません。今回を受けて、既に平成23年から、新治特別支援学校は学校の経営計画の中でコーディネーターを専任化しようということが決まっております。
今回この教員枠の増ということで、上菅田と北綱島が看護師、教員枠の中で看護師を配置したいというふうに考えています。
今後ですけれども、順次コーディネーターを専任化していき、あるいは看護師を教員枠で配置することによって、より小中学校へのセンター的機能を高めていきたいというふうに考えております。

今田委員長 ほかにありませんか。では私から一つ、ハードの整備はないのですか。

安藤特別支援教育課長 特にありません。

今田委員長 わかりました。それでは本件についてご質問等がなければ、教委第68号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。
次に教委第69号議案、横浜市奨学条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。

漆間指導部長 教委第69号議案、この議案は横浜市奨学条例の一部改正に伴い、入学資金の貸与を廃止すること等のため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいということで提案するものでございます。詳細につきましては高校教育課長木田よりご説明申し上げます。

木田高校教育課長 高校教育課長の木田と申します。よろしく申し上げます。提案理由は今、部長が説明したとおりでございます。
3ページをご覧ください。横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則の内容でございます。改正部分につきましては、新旧対照表でご説明したいと思います。
4ページをご覧ください。入学資金の貸与を廃止するため、第3章の入学資金の

部分、第6条から以下4ページ、5ページ、6ページまでの16条までを削り、第4章を繰り上げて第3章とします。第17条を第6条に繰り上げます。

また、4ページに戻っていただきまして、4ページの記載の第5条の見出しを、請求の受付から交付の受付に改めます。

6ページをご覧ください。入学資金の廃止に伴い、附則で経過措置を設けます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

今田委員長

説明は終了しましたが、ご質問がございますか。

これは今回貸付金の条例を廃止して交付に制度を変えたということに伴う、条例改正に伴う規則改正ということですね。

木田高校教育課長

そうです。

今田委員長

わかりました。よろしゅうございますか。それではご質問等がなければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

次に、教委第70号議案、横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について説明をお願いいたします。

漆間指導部長

教委第70号議案、この議案は横浜市立高等学校の授業料等に関する条例第3条、第1項ただし書きに規定する特別の事由を定めるため、横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正したいということで提案するものでございます。引き続き、課長より説明申し上げます。

木田高校教育課長

提案理由は部長が説明したとおりでございます。

3ページをご覧ください。横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の内容でございます。改正部分につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

4ページをご覧ください。横浜市立高等学校の授業料等に関する条例に規定する授業料を徴収する場合を定めるため、従来の第2条以下を順次繰り下げ、新しく第2条を定めます。新しい第2条では、授業料を徴収するのは既に高等学校を卒業している場合、休学等のやむを得ない事情がなく、全日制では3年、定時制は4年の標準修業年限を超過している場合、その他、教育長が特に必要であると認める場合のいずれかに該当する場合としております。

従前は要綱により実施しており、標準修業年限を超過している者からは、今年度1年間は授業料を徴収しないこととしておりました。平成23年度から徴収を行うに当たり、規則改正を行い、平成23年4月1日から施行するものでございます。ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

今田委員長

所管課から説明は終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それではご質問等なければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。
次に、教委報第5号議案、教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理の報告について説明をお願いします。

小野職員課長

それでは職員課から説明をさせていただきます。今お手元にお配りをいたしました、「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理の報告について」です。

平成23年2月1日付、当局の職員人事について、急施を要し、教育委員会を開くいとまがなかったので、教育長に委任する事務等に関する規則、第3条、第2項の規定によりまして、平成23年1月28日、教育長において臨時代理を行ったので、同条第3項の規定によりまして、次のとおり報告をさせていただくものでございます。

2ページ目をお開きください。教育政策推進室担当課長、岡課長につきましては1月31日付、割愛退職することに伴いまして、2月1日付で檜原哲哉課長を割愛採用し、後任とする必要が生じたために、教育長において臨時代理を行ったということでございます。報告は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
特にご質問等がなければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。
本日の審議案件は以上です。その他、委員の皆さんから何かございますか。特にご発言等がなければ、これで本日の教育委員会定例会は閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午前10時47分]